

富士見市告示第 3 0 5 号

制限付一般競争入札（ダイレクト入札）を執行するので地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、この公告に記載されていない事項については、富士見市建設工事等ダイレクト入札共通事項（平成 1 9 年告示第 2 2 5 号）を適用する。

令和 6 年 6 月 1 8 日

富士見市長 星 野 光 弘

工事番号	2407040020	
入札方法	制限付一般競争入札（電子入札・ダイレクト）	
工事名	市立水谷小学校埋設消火管更新工事	
工事場所	富士見市 水谷 1 丁目 地内 他	
工事概要	埋設部の消火管の更新	
工 期	契約確定の日から令和 6 年 9 月 3 0 日	
設計金額	3, 8 3 0, 0 0 0 円（税抜き） 4, 2 1 3, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む）	
最低制限価格	設定する	
入札参加資格	登録業種	管工事業又は消防施設工事業
	事業所の所在地、総合評定値等	富士見市内に富士見市と契約締結の権限を有する者を置く本店を有し、令和 5・6 年度の富士見市競争入札参加資格審査結果において、管工事業又は消防施設工事業の資格審査数値が 9 9 9 点以下の者。
	その他の資格	入札公告日において、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。 ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。 ※落札候補者については、社会保険等の加入に関する届出書（届出書第 1 号）又は社会保険等の適用除外に関する届出書（届出書第 2 号）等の提出が必要となります。詳しくは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類を確認してください。
入札参加受付期間	令和 6 年 6 月 1 9 日（水）午前 9 時から 令和 6 年 6 月 2 6 日（水）午後 4 時まで	

入札期間	令和6年 6月27日(木) 午前9時から 令和6年 6月28日(金) 午後4時まで	
開札日時	令和6年 7月 1日(月) 午前9時00分	
再度入札の場合	<p>設計額を公表しているときは、再度入札は行わない。ただし、設計額を公開しない場合の入札回数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 再度入札は1回までとする。</p> <p>(2) 初度入札に参加しない者又は初度入札において最低制限価格を設定している場合、最低制限価格に満たない金額で入札を行った者は失格とし、再度入札に参加することができない。</p> <p>(3) 初度入札の結果、再度入札となった場合の入札書提出期限及び開札は、初度入札の翌開札日とし、再入札書の受付締切時間及び開札時間は、初度入札終了後、システムにより通知する。</p>	
設計図書等	閲覧又は貸出期間	埼玉県電子入札共同システム内の入札情報公開システムに掲載するファイルより取得すること。
	質疑受付	令和6年 6月19日(水) 午前9時から 令和6年 6月21日(金) 正午まで 電子入札システムにより提出すること。 (※質疑については、情報公開システムに添付している質問回答書を使用してください。)
	質疑回答	令和6年 6月25日(火) まで 電子入札システムに随時掲示する。
前金払	有	請負代金額が130万円以上の場合に限る。前金払の額は、契約額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の40%以内とする。
中間前金払	無し	—
部分払	有	部分払いを選択した場合に限る。
契約保証金	免除	—
現場代理人の兼務	可	富士見市建設工事請負における現場代理人の常駐義務緩和措置の取扱いによる。
その他	入札情報システムに添付の『入札参加時における遵守事項』を熟知のうえ、入札に参加すること。	
	提出ファイルの拡張子は、「.docx」(Microsoft word)、「.xlsx」(同 Excel) 又は、「.pptx」(同 PowerPoint) としてください。他の拡張子のファイルは提出できません。	

落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格要件を満たしていない等の理由により、契約不締結となった場合は、次順位の入札者が落札候補者となり、事後審査を行います。（落札者が決定するまでこれを繰り返しますが、落札候補者になることができるのは、最低制限価格以上かつ予定価格の範囲内で入札した者のみです。）

問合せ 富士見市役所総務部総務課
049-252-7130